

10・18申し入れ・交渉で、平沼経済産業大臣に直訴

原発検査に「維持基準」を導入するな！ 独立行政法人への検査業務移管反対！ 原発検査・監査体制の抜本的強化を！ 定期検査間隔の延長反対！

柏崎原発反対同盟、原発反対柏崎刈羽を守る会連合、双葉地方原発反対同盟、若狭連帯行動ネットワークの共同呼びかけで、10月18日、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院に対し、「東京電力等による一連の原発検査 ひび割れ隠し、データ改ざん問題」に関する申し入れ・交渉を行いました。

公開質問状の共同提出は、北海道から鹿児島まで78団体192個人（10月末現在）にのぼり、その後1団体4個人が加わりました。交渉には、新潟、福島、福井、静岡、島根、香川、大阪、兵庫、奈良、東京、千葉、埼玉から46名が参加し、ともに経済産業省の責任を追及しました。当日は臨時国会開会日のため、午後2時の交渉開始時点では市民グループだけで追及し、途中から紹介議員である北川議員をはじめ、大島議員、山内議員が駆けつけて下さいました。

経済産業省側出席者は、資源エネルギー庁から佐藤原子力政策課課長補佐、神山電力基盤整備課課長補佐、飯田電力基盤整備課の3名、原子力安全・保安院から高倉企画調整課課長補佐、中村同課長補佐、水元原子力発電安全審査課課長補佐、有倉原子力発電検査課課長補佐の4名、合計7名でした。高倉氏が代表して冒頭回答に立ちましたが、公開質問状(案)を10月2日付けで受け取りながら、「追加質問を含む最終的な公開質問状を受け取ったのは10月15日だから、その日から2週間以内に文書回答する」と主張し、回答文を一切準備してきませんでした。結局、大臣に直接

申し入れを行うため、午後3時50分に1時間50分に及んだ交渉を打ち切り、遠方からの参加者を中心に、約20名で経済産業省へ向かいました。

経済産業大臣室では、双葉地方原発反対同盟、浜岡原発を考える静岡ネットワーク、若狭連帯行動ネットワーク、地球救出アクション97、日本YWCA核兵器廃絶と脱原発をめざすプロジェクトの5団体が平沼大臣に直接申し入れを行いました。

いずれも、原発検査の維持基準の導入に反対し、定期検査期間の短縮や定期検査間隔の延長に反対し、プルサーマルの中止と再処理工場の稼働中止を求め、原発・核燃料サイクル政策の抜本的な転換を求めるものでした。

美浜町から参加した松下さんは、若狭ネットを代表して、関西電力の原発7基で交換した原子炉容器上蓋の管台の検査記録の総点検と現物調査を行うよう強く求めました。

申し入れを手渡された平沼大臣はメモをとり、時折うなずきながら、訴えに耳を傾けていました。一通り申し入れを受けた後、国民の皆様には安全性と安心を損なったことは申し訳ない、今、原因究明を行っている。公開質問状を受けているので、これには2週間以内に回答したいと約束しました。しかし、釈明が終わるやいなや、「原子力は必要なエネルギーだ」とお題目を唱え始め、安全性を確立して信頼を回復させ、安全性を担保しつつ慎重の上に慎重を重ねて推進していきたいと持論を開陳し、約束の30分がすぎると、官邸で会議があると

のことで席を立ちました。その後も、私たちは大臣室に居座って、岡本エネルギー庁長官と佐々木原子力安全・保安院院長を取り囲んでしばらく追及し続けました。

約束から4日遅れの11月1日に文書回答 そして電気事業法等改定案を5日に閣議決定

経済産業省と約束した文書回答の期限は10月28日でした。ところが、音無でしたので29日に北川議員から督促してもらい、4日遅れで11月1日に文書回答が出てきました。これまで公開質問状を出して省庁交渉しても、文書回答が出された例はなく、その意味では今後にとって重要な前例になります。

文書回答の中身は多岐にわたるため、ここでは当面の臨時国会で焦点化する原発検査制度に関する回答について検討します。というのは、今回の再発防止策として経済産業省は電気事業法と原子炉等規制法の「改正」案を11月1日に発表、5日に閣議決定し、近日中に今臨時国会に上程して成立させようとしているからです。

この法案には、技術基準適合命令違反への罰則強化、自主点検の「定期自主検査」への法定検査化、検査結果の記録保存の義務付け、報告徴収の命令対象の検査下請け会社への拡大などに加えて、「健全性評価基準（維持基準）」の導入が明記されています。この維持基準とは、検査でひび割れが見つかったとしても、この維持基準を満たしていれば、修理せずにそのまま運転できるというものです。しかも、維持基準を満たしているかどうかは電力会社が自分で判断すればよいというのです。この基準が導入されれば、今マスコミで大騒ぎされているほとんどのひび割れやその兆候が修理せずにそのまま運転できるものだと評価されてしまいます。今回の事件は単なる空騒ぎになってしまうのです。

また、独立行政法人「原子力安全基盤機

構」を来年4月に設立するための法案も上程されようとしています。この一環として、経済産業省は10月29日、来年度予算要求で、原子力安全・保安院の検査官を現行の約130名から161名増員して大幅拡大を図り、また保安院職員を39名増員する一方、前倒し設立させる独立行政法人「原子力安全基盤機構」に103名を要求する方針を打ち出しました。この独立行政法人が設立されれば、検査業務の大半が保安院からこの独立行政法人へ移管される予定です。これで本当に原発推進への衝動力から独立した客観的な検査とその審査が行えるのでしょうか。

異常な2段階の電気事業法改定

今回の電気事業法改定は2段階になっています。

第1段階では、(1)検査結果記録の保存義務化、(2)検査資料提出命令の対象を検査下請事業者へ拡大、(3)技術基準適合命令違反等への罰則強化、(4)経済産業省の行った前年度の工事計画認可や検査等の原子力安全委員会への報告義務化を行います。これらの施工日は公布から3ヶ月以内で、(4)は来年4月1日施行になっています。

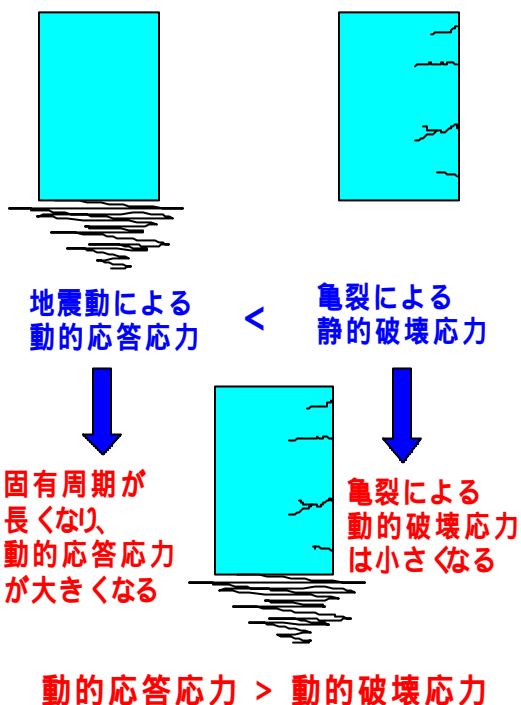
問題の維持基準の導入は、2段階目で行われます。原発における自主点検を「定期自主検査」として法定検査化し、技術基準への適合を確認させるというものですが、その際に「健全性評価基準」と呼ばれる維持基準を経済産業省令で定め、これに従って評価させようというのです。実は、この「健全性評価基準」なるものがまだ存在していないため、2段階目の施行日が公布から1年以内となっているのです。先の公開質問状への経済産業省の文書回答でも、「具体的な基準や評価方法の具体的内容については、学会基準などの採用も含め今後検討します」としています。第1段階と一緒に、来年4月1日からスタートさせるに

は準備不足の状態なのです。2段階目を急ぐ理由はありません。一連のデータ改ざん・隠ぺい事件を徹底して究明し、電力会社の腐った膿を出し尽くすことこそが最優先されるべきであり、原発の検査制度を根本的に改変する「健全性評価基準」の導入については、その是非を含めて国民的な討論に時間をかけるべきです。

老劣化原発では耐震設計基準が緩められる

原子力安全・保安院は文書回答では「今後検討します」と言っていますが、彼らが1年以内に導入しようとして準備が遅れているのは米国产の「健全性評価基準」です。つまり、地震の多い日本の現状に合った健全性評価基準ではないのです。地震の少ない米国で開発された「極限荷重評価法や破壊力学的評価法に基づく基準」がそれですが、ひび割れた機器の強度を静的に評価することしかできません。右図の上がそれです。右図上の右側のように、まず、力がじわっと働く状態でひび割れの進展速度を評価し、急にひび割れが進展し始める限界の力（静的破壊応力）を求めます。今度は、ひび割れていない機器に地震動を与えて生じる力（動的応答応力）を求めます。両者を比較して、ひび割れていない機器の地震動による動的応答応力が、ひび割れによる静的破壊応力より小さければよいと判断するものです。

ところが、ひび割れた機器の地震動による動的応答応力は、ひび割れていない機器の動的応答応力より大きくなります。というのは、ひび割れによって機器の固有周期が長くなるため動的応答応力が大きくなり、その結果、ひび割れが進みます。すると、さらに固有周期が大きくなって、動的応答応力が一層増大しひび割れがさらに進展するという具合です。老劣化により配管などの固定金具が緩ん



でいても同じことが生じます。

実は、老劣化した原発で「耐震設計審査指針における新設時の技術基準」が満たされるかどうかを動的に厳密に評価する手法がないのです。そのため、静的な評価法で耐震性を評価する健全性評価基準をムリヤリ導入すれば、老劣化原発に対する耐震性の技術基準は新設原発より緩くなり、ダブルスタンダードになってしまうのです。

ひび割れを精度よく測れない

健全性評価基準を導入するためには、ひび割れなどの欠陥を精度良く測れるという大前提があります。ところが、ひび割れの長さや深さを精度良く測定する装置が現在ありません。蒸気発生器細管等の過電流探傷検査装置では肉厚の20～40%以上のひび割れでなければ検出できず、抜管による破壊検査を行う以外にひび割れの状態を正確に把握することは困難です。超音波検査装置では、溶接部や複雑な構造の部位ではひび割れか否かの判別が困難です。強い放射線環境下にあるとい

う原発特有の条件がひび割れの測定を一層困難にしています。これらの結果、検査技術者の経験と勘によって判断されるグレーゾーンが広く、ひび割れの状態が過小評価される可能性があります。

実際に、中国電力の島根原発ではシュラウドの溶接金属内部にひび割れのインディケーションが発見されましたが、溶接金属内部ではひび割れは起こらないという「経験」から、ひび割れではなく溶接境界部での超音波の反射だと判断されました。その後、敦賀1号の溶接金属部でひび割れが発見されたことから、島根原発でのインディケーションがひび割れだった可能性があるということになったのです。ところが、すでにシュラウドは交換されて廃棄された後であり、真実を確かめる術もないのです。

正確なひび割れデータの存在を前提とした健全性評価基準の導入はこの面からも妥当とは言えません。

電力会社の定期自主検査結果は審査されず

電力会社による自主点検を「定期自主検査」として法定検査化するといえば、何かしら検査が厳しくなるかのように聞こえますが、違います。今国会に上程されている「電気事業法等改正法案」によれば、電気事業者がひび割れの測定や健全性評価を行うのですが、その定期自主検査の結果については誰も審査しません。結果を記録し保存する義務が課せられるだけです。定期自主検査の実施体制（組織、体制、方法など）は審査されますが、それも原子力安全・保安院が審査するのではなく、新しく作られる独立行政法人「原子力安全基盤機構」が経済産業省から委託されて審査し、その結果を原子力安全・保安院が評定する仕組みです。東京電力が行っていたように、電気事業者内で書類に残らない検査ルールを作り、口述で引き継ぎ、一貫した不正を

行えば、誰にも発見されないまま、ずさんな検査とずさんな健全性評価が電気事業者の中でまかり通ります。電気事業者の抜本的な体質改善がない限り、電気事業者まかせの健全性評価基準を導入することは、検査体制の一層の骨抜きにつながるだけです。

この独立行政法人には、経済産業省役人が役員として天下りし、原子炉メーカーなどの技術者が職員として供給されます。経済産業省は、この法人に定期検査の一部を含めて原子力安全・保安院の検査業務の多くを委託する方針ですが、そうすれば、電気事業者に対する検査や審査の大半がすべて身内で行われることになってしまいます。ずさんな検査体制に拍車がかかるのは必至です。

経済性より安全性を優先させよう

健全性評価基準の導入や独立行政法人の設立は、原発の経済性を維持・向上させる目的で、定期検査期間を短縮し、定期検査間隔を長くする方策として、電気事業者などが以前から求めていたものです。今回のデータ改ざん問題を受けて、なぜか、これらが前倒し実施されようとしています。これは本末転倒です。今回のデータ改ざん・隠蔽問題を契機に、原発の経済性より安全性を優先させるための、検査体制の抜本的な改革が不可欠です。国はずさんな検査をこれまで放置してきた責任を深く反省し、原子力安全・保安院を原子力推進行政機関から独立した中立的な機関として強化し、事業者の行う検査を厳格に審査し、立地自治体や原発周辺住民等の意見を反映させる形でダブルチェックする体制を作るべきです。

「電気事業法等改正法案」のうち維持基準の導入を図る第3条を削除し、「独立行政法人原子力安全基盤機構法案」の廃案を求めましょう。